

加入・移換をご検討されるみなさまへ

必ず、以下をお読みいただき、内容をご確認のうえ、加入・移換の手続きを行ってください。

『詳細は国民年金基金連合会（以下「連合会」）のHP（URL <https://www.ideco-koushiki.jp/>）をご覧ください。』

1. iDeCoの特徴

加入者が自ら定めた掛金額を拠出・運用。原則60歳以降に、掛金とその運用益の合計額をもとに給付額が決定し、給付を受ける制度です。

提示された運用商品から商品を選択して積立金を運用

運用成績によっては年金資産額が掛金や移換金の総額を下回る可能性があります。

加入者個人が拠出

運営管理機関が運用商品を提示

商品 A 商品 B 商品 C etc...

加入者個々人が運用商品（預貯金、保険商品、投資信託等）を選択

原則60歳以降、
加入者それぞれの
「拠出額」と「運用収益」
との合計額をもとに
「給付額」が決定し、
給付が始まります。

→ 年金、一時金等
で受け取り

加入 → 拠出 → 運用

給付

iDeCo
3つの
税制メリット

① 掛金が全額所得控除されます（所得税・住民税が軽減されます）

例えば、毎月2万円ずつ掛金を拠出した場合、税率20%とすると、年間4万8千円の節税効果となります。

② 運用益も非課税で再投資されます

通常、金融商品の運用益には税金（源泉分離課税20.315%）がかかりますが、iDeCoの運用益は非課税です。
※ 積立金には別途1.173%の特別法人税がかかりますが、現在は課税が凍結されています。

③ 受け取る時も税制優遇措置があります

一時金として受け取る場合は「退職所得控除」、年金の場合は「公的年金等控除」という控除が受けられます。

中途での解約・引き出しは、原則、できません。また、借り入れの担保とすることもできません。

ただし、以下①～⑦の要件をすべて満たす場合に限り、脱退一時金を受給してiDeCoから脱退することができます。

- ① 60歳未満であること
- ② 企業型確定拠出年金の加入者でないこと
- ③ iDeCoに加入できない者^(注)であること
- ④ 日本国籍を有する海外居住者（20歳以上60歳未満）でないこと
- ⑤ 企業型確定拠出年金及びiDeCoの加入者として掛金を拠出した期間が1ヶ月以上5年以下、または個人別管理資産額が25万円以下であること
- ⑥ 障害給付金の受給権者でないこと
- ⑦ 最後に企業型確定拠出年金加入者又はiDeCo加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと

(注)iDeCoに加入できない者とは…

① 国民年金保険料免除者 ② 日本国籍を有しない海外居住者

③ 確定給付企業年金等の他制度の加入者（企業型確定拠出年金の加入者を除く）で

月額5.5万円から確定給付企業年金等の他制度掛金相当額を控除した額がiDeCoの掛金の最低拠出額（5千円）を下回る方

2. iDeCoの拠出限度額

iDeCoの掛金には、加入者ご本人の状況に応じた「拠出限度額」があります（下図の点線囲みの部分）。

iDeCo

拠出
限度額

自営業者等

第1号被保険者
任意加入被保険者

月額6.8万円
(年額81.6万円)

※国民年金基金・付加保険料との合算枠

専業主婦等

第3号被保険者

月額2.3万円
(年額27.6万円)

企業年金等^(注)に
加入していない方

第2号被保険者

月額2.3万円
(年額27.6万円)

企業年金等に
加入している方

月額2.0万円

企業年金等
(他制度合算で5.5万円が上限)

国民年金基金
※iDeCoと重複加入可能

厚生年金保険

国民年金（基礎年金）

- ・ iDeCoの掛金は毎月定額（5千円以上千円単位）の掛金を拠出していただきます。企業年金等に加入している方以外の方は、年1回以上、任意に決めた月に年間の拠出限度の範囲内で、まとめて掛金を拠出していただくことも可能です。
- ・ 企業年金等に加入している方は、iDeCo掛金、企業型確定拠出年金の事業主掛金と確定給付企業年金等の他制度掛金を合算し、5.5万円を超えることはできません（新規に加入をご希望の方で上限額を超過する場合は、加入不該当となります。すでにご加入中の場合は、iDeCo掛金が自動減額または一時停止となります）。
- ・ 企業型確定拠出年金の掛金が年単位拠出である場合、あるいはマッチング拠出を利用している場合は、iDeCoに加入することはできません。

(注) 企業年金等とは企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度。

裏面に続く

様式第 K-000 号 (2024.12)

3. 運営管理機関

iDeCoの年金資産を運用する加入者等に、運用商品を提示している会社が運営管理機関（以下「運営」という）です。

iDeCoの実施主体は連合会ですが、加入者等^(注)からの**届出書類の請求先・提出先、様々な照会の窓口等の対応は運営が行います**。なお、届出書類の授受等を第三者に委託している場合がありますので、運営にお問い合わせください。

(注) 掛金を拠出している方を「加入者」、掛金は拠出せず、これまでの積立金の運用のみを行っている方を「運用指図者」、両者をあわせて「加入者等」といいます。

4. 手数料

iDeCoの手数料は加入者等が負担します。なお、年金受給者の受給期間中の手数料は、運用指図者の扱いです。

手数料の額は下表のとおりですが、**金額や徴収方法は運営によって異なります**ので、詳細については、運営にお問い合わせください。

加入者等が負担する手数料 (単位：円（消費税込）)		加入者		運用指図者	
		加入・移換時の 一時的な手数料	掛金納付1回 あたりの手数料	加入・移換時の 一時的な手数料	1ヵ月 あたりの手数料
手数料 徴収元 (注1)	A 連合会	2,829	105	2,829	-
	B 運営管理機関	①	②	③	④
	C 信託銀行 ^(注2)	-	②'	-	④'
D 手数料総額 (A+B+C)		2,829+①	105+②+②'	2,829+③	④+④'

(注1) 運営の資料等では、下記のように表示している場合があります。

「信託銀行」を「事務委託先金融機関」と表示、BとCの手数料を合算して、一本で表示。

(注2) 年金資産を管理する「信託銀行」は、運営があらかじめ指定していますので、加入者等が指定することはできません。

5. 加入者資格の喪失

資格喪失後の手続きについては、運営にお問い合わせください。

加入者は、下記の資格喪失理由 (1) ~ (10) のいずれかに該当した場合、**加入者の資格を喪失し、掛金の拠出ができなくなります**。

- | | | |
|---|--|---|
| (1) 死亡したとき | (5) 農業者年金の被保険者になったとき | (9) 企業型確定拠出年金の事業主掛金が
年単位拠出となったとき |
| (2) 国民年金の被保険者でなくなったとき | (6) iDeCoの老齢給付金受給権者となるとき
(iDeCoの老齢給付金を請求するため) | (10) 企業年金等に加入する者であって、5.5万円から
企業型確定拠出年金の掛金と確定給付型の
企業年金等の他制度掛金相当額を控除した額が
iDeCoの掛金の最低拠出額（5千円）を下回る
こととなったとき |
| (3) 個人型年金運用指図者となるとき | (7) 公的年金の受給権者となるとき | |
| (4) 保険料免除制度等により国民年金の
保険料の全額または一部の額の納付を
要しないものとされたとき | (8) 企業型確定拠出年金でマッチング拠出
を選択したとき | |

6. 給付

受給手続きを行う窓口は、運営によって異なりますので、詳細については、運営にお問い合わせください。

(1) 老齢給付金

- ① **通算加入者等期間^(注)が10年以上の方は60歳から受給できますが、10年未満の場合は、通算加入者等期間によって、受給できる年齢は異なります（表1参照）。**
通算加入者等期間を有しない60歳以上の方が加入者となった場合、加入者となった日から5年を経過した日より老齢給付金を請求することができます。

- ② 受給時期を選択することができます。

受給時期を延期し、75歳まで非課税の運用を継続することができます

（75歳までに受給の請求をしていただく必要があります。請求されなかった場合には、法務局に供託されます）。

(注) 確定拠出年金（企業型またはiDeCo）の「加入者等」であった期間（60歳未満の期間に限る）のこと。また、「退職一時金」や「企業年金^(※)」を確定拠出年金に移行している場合、当該制度に加入していた期間も含みます。

※企業年金とは、「厚生年金基金」、「確定給付企業年金」、「石炭鉱業年金基金」および「適格退職年金」をいいます。

(2) 障害給付金

一定の障害の程度に該当する場合、障害給付金を受給することができます。

なお、受給要件等の詳細については、運営にお問い合わせください。

(3) 死亡一時金

加入者等が死亡した場合、死亡一時金が支給されます（表2参照）。

死亡一時金の受取人は、一定の範囲内で事前にご指定いただくことが可能です。

受取人を指定されたい方は、運営にお問い合わせください。

なお、**受取人の指定がない場合の受取順位は、民法で定める相続の順位とは異なります**。

(4) 障害および老齢給付金の受給方法

- ① 「年金」以外の受給方法は、運営によって異なります（表3参照）。

詳細については、運営にお問い合わせください。

- ② 受給の際、給付手数料が受給額から控除されます（「年金」受給者の場合、受給の都度かかります）。なお、給付手数料の金額は、運営によって異なります。

表1. 通算加入者等期間に応じた
受給可能な年齢

8年以上	61歳から受給可能
6年以上	62歳から受給可能
4年以上	63歳から受給可能
2年以上	64歳から受給可能
1年以上	65歳から受給可能

表2. 死亡一時金の支給対象者

受取人指定	支給対象者
あり	指定されている人に支給
なし	個人型年金規約にしたがい支給

表3. 給付金の受給方法

	年金	一時金	年金と一時金の併用
老齢給付金	◎	○	○
障害給付金	◎	○	○
死亡一時金	×	◎	×

◎可能 ×不可能

○運営が設定している場合、可能